

市章公募(案)の概要について

1. 募集要項(案)について・・・別紙のとおり

2. 作品募集(周知方法)について

(1) 期間 2月14日～3月16日(1カ月間)

(2) 広報手段

合併協議会及び4町の広報紙

合併協議会及び4町のホームページ

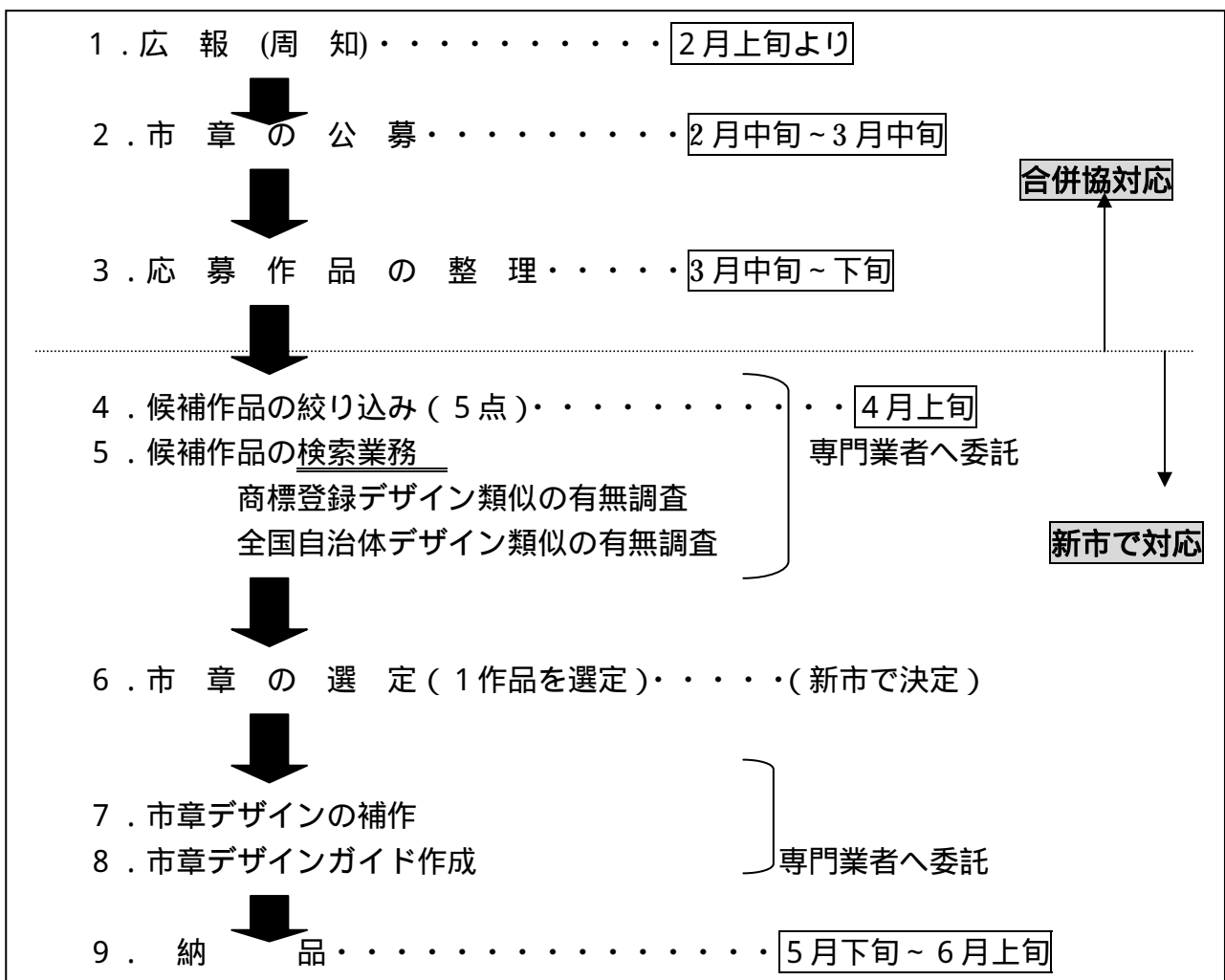
特定の機関等

(管内の中学校、高校及び県内のデザイン関係専門学校、
民間の情報誌等を予定)

3. 作品の選考・決定・・・新市において行う

4. 賞の贈呈・・・最優秀賞(1人) 採用作品 10万円 優秀賞(4人) 1人 1万円

5. 市章制定の流れ



6. 作品選考(第一次) 作品検索の委託業者

日本グラフィックデザイナー協会(秋田県支部協会会員)

北秋田市市章デザイン募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、平成17年3月22日に鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町が合併して北秋田市が誕生することに伴い、北秋田市の市章デザインを広く公募することにより、新市に相応しい市章を制定するため、募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 募集する市章デザイン

- (1) 北秋田市の将来像である『「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市』に相応しいデザインであること。
- (2) 市旗、バッチ等にも使用できるものであること。
- (3) 用紙の地色を含めて4色以内であること。ただし、グラデーション（色の濃淡を段階的に変えること。）で表したものは不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージが損なわれないものであること
- (5) 都道府県章、他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (6) 自作の未発表作品であること。

3 募集方法等

- (1) 募集は、公募とする。
- (2) 応募資格は問わない。
- (3) 一人何点でも応募できるものとする。
- (4) 募集期間は、平成17年2月14日から平成17年3月16日までとし、期間内必着とする。
- (5) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、天地を明記のうえ、用紙1枚につき1作品を記載すること。
- (6) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を応募した用紙に記載すること。
- (7) 応募は、持参又は封書による郵送とし、FAX及び電子メールでの応募は不可とする。
- (8) 応募先は、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）事務局とする。

4 募集の周知方法及び結果の公表

募集の方法及び結果の公表については、合併協議会のホームページ、広報紙及び4町の広報紙等により周知する。

5 選考方法

応募された作品を新市に引継ぎ、新市において1点を選考する。

6 賞の贈呈

応募作品の中から次の賞を決定し、贈呈する。

- (1) 最優秀賞：採用作品の応募者 1名 10万円
- (2) 優秀賞：応募者の中から 4名 各1万円

7 著作権等

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び北秋田市に帰属する。
- (2) 応募作品は返還しない。
- (3) 採用作品については、作品の補作、修正又はモノクロによる使用の場合がある。

8 その他

この要項に定めのない事項については、協議会会長が別に定める。